

寒川町町長 殿

「町長への手紙」

先の「町長への手紙」の2部署（福祉課/教育政策課）からの回答内容は、ボランティアの立場から見て、ボランティアに対する町職員の考えや姿勢がとてつ消極的と思われ残念でした。

町民との協働を前面に出している町であるからこそボランティアとして困っていることを「町長への手紙」で訴えているのです、町長もお読みになられたでしょうか。

今の多くの寒川町のボランティアは、町の為、町民の為、環境の為、町の活性化の為に一生懸命頑張っていますが、町職員に、ボランティアが困っていることや町への要望等に関して少しも理解していないように見えます。

何故、町の為、町民の為、環境の為、町の活性化の為に一生懸命頑張っているボランティアに寄り添う考えが出来ないのでしょうか、「職員のやる気（モチベーション）」の低下の表れです、こういうことはひとえに町長の町職員への教育の結果であると思います。

このような状況は、町の為、町民の為、環境の為、町の活性化の為に奉仕している、無くてはならないボランティアに対して決して良くないことです。

各種ボランティア団体があつてこそ、町の対応が行き届かないところまで対応出来るのです、このところをよく認識すべきです。

そこで、町長への提案として、①町職員（できれば部長以下全員）に、町民の一人として、実情を知ってもらうためにも、年1回交代でボランティアに参加するよう提案します。

そうすれば、ボランティアの大変さ、大切さ、存在意義がわかることでしょう。

年1回のボランティア参加で、多くは土曜日、日曜日の実施ですの、町業務には全く影響がないはず

です。こういうことをすれば全国的にも寒川町が脚光を浴びることにもなり、町民にも町長の施策に多くの賛同を得ることになる筈です。

ところで、②町民との協働を標榜する町として、町登録ボランティアに対して、どのような支援をしているのでしょうか。

又、③茅ヶ崎市のように「市民センター」のような施設を作ることを提案します、喫緊の問題として町施設のどこかに「ホッチキス止めが出来る印刷機」の設置をお願いします。

又、新たな提案ですが、各種ボランティア団体の充実や拡充、情報交換のために、④町登録ボランティア団体を社協に移管したら如何でしょうか、そうすれば、町職員の負担も軽減され、且つ、各種ボランティア団体を社協で一括管理すれば、ボランティア団体への運営効率も高まり、結果、「地域活動応援ルーム」も拡充され、各種ボランティアの充実や拡充が図れるものと期待されます。

以上4点について提案いたします。

予算や体制など難しい点もあると思いますが、お役所的回答ではなく、是非、町の為、町民の為、環境の為、町の活性化の為に一生懸命頑張っているボランティアに寄り添った考え、回答を期待します。

尚、提案の効果としては、先の提案にも申し上げたことですが、各種ボランティア活動の拡充の結果が町の為、町民の為、環境の為、町の活性化にさらに寄与する事と確信しています。

以上

回答

<「町長への手紙」>

【①回答】

【町民協働課】

町として、町職員に、個人の自発的な意思に基づく自主的な活動であるボランティア活動を強制することはできません。一方で、町職員に向け、相模川美化キャンペーン等のボランティア活動の周知や、ボランティア休暇の法整備をすることで、ボランティア活動への参加を推奨しています。

【②回答】

【町民協働課】

町登録ボランティア団体への支援としては、団体及び活動の周知を行っています。

広報さむかわ（年6回掲載）、本庁舎1階デジタルサイネージ(年4回放映)、Twitter・Facebook(毎月投稿)、ホームページ(適宜更新)等を用いて、団体及び活動の周知に努めています。

また、みんなの協働事業提案制度により、町民と町で協働事業を実施し、新たな団体の発掘や団体の育成及び団体活動の活性化を図っております。

【③回答】

【町民協働課】

公共施設再編計画においては、現在、ご提案された施設を作る予定はございませんが、町民の皆様や地域の要望を確認しながら、今後の公共施設再編計画に反映できるよう努め、住民活動支援としてのコピー機等の設置につきましても、施設整備と併せて検討することといたします。

【総務課】

役場本庁舎1階ロビーに設置している印刷機は、主として情報公開制度を利用する方や行政手続きに来庁した方が、書類などの複写を必要とする場合の利用を目的として設置しておりますので、資料作成を目的とする「ホッチキス止めができる印刷機」の導入は予定しておりません。

【④回答】

【町民協働課】

現在、町は、寒川町町民ボランティア団体等登録制度要綱第2条に該当する団体又は個人を対象とする登録制度を設けておりますが、社会福祉協議会は別組織である「社会福祉法人」であり、「地域活動応援ルーム」も含め、町が管理監督する事項ではございません。

町としましては、寒川町自治基本条例第23条、及び寒川町町民ボランティア団体

等登録制度要綱に基づき、ボランティア団体の活動促進、情報の共有化、そして町民のまちづくりへの参加促進に努めており、今後につきましても社会福祉協議会、町、双方で情報共有を図り、ボランティア団体の充実、拡充及び支援をしてみたいと思います。